

○財務省告示第二百八十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年九月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十月十一日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百四
十八回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項、第四十七条第一項及び第
六十二条第一項
三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けけるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募入

し、価格競争入札において募入

五

方募

別	債	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	法	入
参	市	及	入	価	・	別	債	発	競	札	格	決	定
加	場	び	札	格	第	参	市	行	争	発	競	の	
者	特	国	発	競	I	加	場	入	行	争	の		

争入札発行」という。)

市場特別参加者・第II非価格競

るものによる発行(以下「非

参加者ごとに応募限度額を定め

て、財務大臣が各国債市場特別

した後に行われる入札であつ

び価格競争入札の募入の決定を

価格競争入札発行」という。)

「国債市場特別参加者・第I非

を定めるものによる発行(以下「

場特別参加者ごとに応募限度額

であつて、同時に発行(以下「非

競争入札発行」という。)

競争入札発行による発行(以下「非

とすものによる発行(以下「非

得られる価格をその発行価格し

て格を募入れた各申込みの応募

の決定を受けた各申込みの応募

各申込みのうち応募価格の高い

もそのうち応募額を順次割り

当てる。その応募額を案分より

各申込みの応募額を割り当てる。

各国内市場特別参加者ごとの応

募限度額の範囲内において各申

込みに応募額を割り当てる。

十 十 十
九 八 七

払 者 入 払 元
込 者 札 場 利
期 者 参 所 金
日 加 加 支

平 財 日
成 務 本
二 大 銀
十 臣 行
九 か 通
年 通 知
九 知 を
月 受 け
二 け た
十 者
日